

農漁業者の経営再建を可能とする金融支援策を

常務取締役 鈴木利徳

1 はじめに

東日本大震災以後、被災地の復旧・復興に向けた必死の取り組みが各方面でなされているが、ここでは農漁業者の経営再建に向けて金融面でどのような対策・対応がとられているか、その現状と課題を整理してみたい。

2 実施されている金融支援策

(1) 被災農漁業者の既往借入金の負担軽減と つなぎ資金対応

まず、震災後いち早く金融庁は金融機関に対し、預金通帳や印鑑を紛失した場合であっても、預金者本人であることを確認して払戻しに応じること、被災者の借入金の返済猶予等やつなぎ資金等の借入申込みについてできる限り対応することなどの要請を行った。

このような情勢のなかで4月12日に農林中央金庫は「東日本大震災にかかるJAバンクとJFマリンバンクの利子補給等の実施について」をプレスリリースし、被災農漁業者の既往借入金の期限延長とともに、緊急つなぎ資金の金利負担を軽減(無利子化)する旨公表した。4月28日には「復興支援プログラムの創設について」をプレスリリースし、生産者・生産者団体への低利融資(4年程度、融資枠1兆円)を行うこと等を公表した。

(2) 農漁業者の経営再開への金融支援 —第一次補正予算—

5月2日には第一次補正予算が成立し、農林水産業の復旧に向けて当面必要とされるであろう資金面の手当てがなされた。とくに、水

産関係は総額2,153億円の予算を獲得し、不十分ながらも漁業再建に向けて再スタートをきるために必要な資金を確保することができた。

金融面では、①「漁業関係資金無利子化事業」(融資枠380億円)：漁業近代化資金・日本政策金融公庫資金の貸付金利を実質無利子化するもの、②「漁業者等緊急保証対策事業」(保証枠630億円)：漁船建造資金や漁協の復旧資金等について、無担保・無保証人融資を推進するための保証を支援するもの、③その他にも保証保険機関の代位弁済経費の助成、④漁協が経営再建のために借り入れる資金を実質無利子化する助成などが盛り込まれている。

農業においても多岐にわたる事業が認められたが、農業経営復旧等のための金融支援としては、①「農業経営復旧対策利子助成金等交付事業」(融資枠400億円)：被災農家が借り入れる日本政策金融公庫等の災害復旧関係資金を一定期間(最長18年間)実質無利子化するもの、②「農業経営復旧対策特別保証事業」(7億円)：被災農業者の借入について農業信用基金協会が実質無担保・無保証人での債務保証ができるよう、(独)農林漁業信用基金の保証割合を引き上げるための交付金、および農業近代化資金等の保証料負担を軽減できるようにするための交付金、③「被害農家営農資金利子補給等補助金」(4億円)：被災農業者が必要とする運転資金(天災融資資金)を実質無利子化するものなどが措置された。

このような予算措置によって、農漁業者への金融支援として、償還期限の延長、据置期間の延長、無利子、無担保、無保証人などの

メニューがある程度そろったことは評価できよう。

3 農漁業者が直面する課題

(1) 被災地の農漁業者の実状

では、被災地の農漁業者の実状はどうかというと、厳しい現実が浮き彫りとなる。現地調査での見聞や新聞情報からいくつかの事例を見てみよう。

岩手県陸前高田市では、5年前に父親からワカメとカキの養殖業を受け継ぎ、将来は地域の漁業者のリーダー的な存在になると期待されていた一人の漁業者(52歳)が廃業を決意し、建設会社に職を求めた。昨年2月のチリ大地震による津波で壊れた養殖施設を250万円を借り入れて修復した矢先に、今回の震災に襲われた。養殖を再開するには少なくとも500万円ほど必要だが、再開しても来年のワカメの収穫まで収入を得る見通しが立たない。家族4人の日々の生活を支えるためには養殖を廃業し、新しい職を求めざるを得なかったという。

宮城県石巻市で最も若い酪農家(42歳)は震災で87頭いた搾乳牛の半分以上を失い、畜舎新設のために借りていたローンが5,000万円超ほど残ったという。また、気仙沼市で施設イチゴに取り組んでいた若い農業者(27歳)は、昨年3月に建てたハウスが破壊され、残ったのはハウス建設などにかかった2,000万円の借金であるという。この若い2人の農業者は旧債務を抱えながらも再起する手立てを模索しているという。

(2) 三重苦ともいえる資金面の課題

東日本大震災で被災した農漁業者の多くは共通した課題に直面している。第一に、住宅

も機械・施設・漁船も失った状況のなかで借金だけが残った。農漁業経営を再開するためには資金が必要だが、新しく借り入れするだけの経営余力がないといういわゆる二重債務問題である。第二に、被災後数か月を経過し少しずつ生活の自立度合いを高めていかなければならないなかで、生活資金の確保が課題となっている。仮に、経営再開に着手したとしても収入を得るまでには施設園芸であれば半年以上、養殖漁業であれば1～3年という長い期間を要し、その間の生活費を工面しなくてはならない。第三に、仮設住宅から出ることになる数年後には、住宅資金等も手当てしなくてはならない。

被災者はこのような二重債務問題、生活資金の確保、住宅資金の手当てといういわば三重苦ともいえる資金面での課題に直面している。

4 おわりに

第一次補正予算で相応の金融支援策を確保できたとはいえ、未曾有の大震災で被災した農漁業者が経営を再建していくためにはまだまだ不十分である。三重苦ともいえるこの資金問題を克服するために、我々は金融機関がかかえる被災見合いの債権を買い取る再生ファンドの活用、既往債務の超長期負債整理資金への借り換え、法人組織に対しては出資による支援スキームの検討などさらなる思いきった対策に知恵をしまり、第二次補正予算等に反映していくことが求められている。被災者がマイナスからの出発ではなく、せめてゼロからの出発ができる金融支援策が渴望されている。

(すずき としのり)